#### **①神戸市ホームページで「障害 指定」で検索してください**



#### ②「障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向け)」 または「障害児支援に関 する事業者指定申請手続き(事業者向け)」 をお選びください。

#### 検索結果

更新日:2019年11月1日

摩害 指定	×		市政の疑問にお答えします!
59,180件(0.25秒)	表示項 間連		
申戸市:障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向)	<del>/)</del>		★おすすめ
www.cny.kobe.ig.jp)annairsuchi)shinse)kunnuchi-yoshiki)shineshinse 《持ち込みによる受付は行っておりませんので、必ず郵送による届出をお願い #戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 神戸市行政事務センター	します。 <送付先> 〒650-003	32	◎ 医療機関
			○ 相談窓口一覧
申戸市: <b>障害</b> 福祉サービス事業等の <b>指定</b> 更新手続きについて(車 /ww.city.kobe.lg.jp > shinse > shiteikoushin > syougai-koushin-guide	<b>『業</b>		● 県税事務所
2020年9月28日 … 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中会     介護・障害サービス係※持ち込みによる受付は行っておりませんの     ます。 その他 申請受付後。業者を行い。	2ビル4階神戸市行政事務 センタ で、 必ず郵送による提出をお願	<del>'_</del> د ۱	● 子育て・家庭
			● 区のページを見る
申戸市:指定介護サービス事業者の指定更新について www.city.kobe.lg.jp > kiteiyoushiki > shinseitodoke > koushin-sinsei			
020年5月14日神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中会ビル4陽神戸市行政事務 6. 指定更新制度. 介護保険サービス事業者が、指定基準等を選守し 遠切な介護 かを定期的にチェック	8ゼンター 介護・ 障害サービス 8サービスを提供することができ	Fō	北区(北部区役用) 北区(北区役用) 西区
申戸市:障害児支援に関する事業者指定申請手続き(事業者向)	<del>, 1</del>		The state
/ww.city.kobe.lg.jp > business > shinse > kunituchi-yoshiki > shogaijishien	-		5 have
1021年3月4日 神戸市において、児童福祉法に基づく障害児支援を実施する	事業者の指定申請等 の手続につ	61	●水区 日日
てご案内します。			(現象区 教田区

# ③ページ構成のうち「・変更届」を選択してください。

# 障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向し

● [令和3年2月25日]令和3年2月現在、指定(変更)申請前に必要な事前面談の予約が大変込み合っており、2	厚生労働省7
ヵ月以上お待ちいただく場合もございます(訪問系を除く)。申請をお考えの際は、一度、下記「申請書類	各種様式等
の提出先」までお問い合わせください。	(†)
● [令和3年1月13日]変更届出のガイドシステムの運用を開始しました。	
<ul> <li>● [令和2年4月1日]組織改正により、申請先・届出先の組織名が変更になりました。</li> </ul>	○ 令和 3 年度
• [令和元年8月1日]申請手続きの手引きや様式等を更新しました。	開成定につい
	○ 過誤予定一覧
「地域主權一括法」の施行等に伴い、神戸市に所在する障害福祉サービス事業者等については、平成24年4月か	◎ 新型コロナウ
ら、事業所指定等の事務を神戸市が行っています。	せ(事業者に
	○ 地域生活支持
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)における指定障害福祉	続きについて
サービス事業、指定隨害者支援施設、指定一般・特定・隨害児相談支援事業の指定申請等の手続きについてご案	○ 陰害児支援()
内します。	続きについて
	○ 地域生活支援
なお、児童福祉法に基づく標署児支援に関する指定申請手続きについては、別掲の「障害児支援に関する事業者	認定申請手制
<u>申請手続きについて(事業者向け)」を参照してください。</u>	同(ナ)
	○ 障害児支援に
	請手続き(引
ページ構成	○ 陸害福祉サー
	請手続き(胃
<ul> <li>指定申請・指定変更申請</li> </ul>	
• <u>加算</u> <b>正</b> <u>1</u>	0 +4
	1 市政の
● 変更届、廃止・休止・再開届、指定辞退届	

。開始扁仙

#### ④神戸市障害福祉サービス等変更ガイドをお選びください。

# 変更届、廃止・休止・再開届、指定辞退届について

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に市 に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。 また、事業を廃止・休止しようとする時は、1か月前までに神戸市に届出を提出する必要があります。

## 変更届出書類ダウンロード先

神戸市障害福祉サービス等変更ガイド(外部リンク) 🛽

#### 届出様式

- 様式第3号(廃止・休止・再開届)+様式第16号(廃止・休止届) (EXCEL:19KB) 3
- <u>様式第4号(指定辞退届)(EXCEL:18KB)</u>

## 届出書の提出先

令和2年4月1日より、すべてのサービスの変更届については、郵送先が変更となりました。 ※持ち込みによる受付は行っておりませんので、必ず郵送による届出をお願いします。

<送付先> 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchiyoshiki/shiteshinse.html#henkou

# ⑤「回答を始める」をクリックして質問にお答えください。

「神戸市 KOBEスマートナビ			神戸市公式サイト
戸市 / 事業者向け / 開書福祉サー!	ビス等事業者 / 変更局		
	ガイド結果(最終ページ)の右上の「印刷 ントアウトして変更手続きの書類と一緒)	別する」ボタンを押し、表示されたページをプリ ご提出してください。	
	変更届 ガイド		
	指定事業者が、指定を受けている内容に ービスごとに特定できます。	変更があった時に行う手続きと必要な書類が、サ	
	質問数の目安: 最大18両	回答時間の目安: おおよそ3分以内	
	07	きをはじめる	
	担当部署 / お問い合わせ先 書類提出先 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸?	商工中金ビル4階	

https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change/

⑥変更項目が複数ある場合複数選択することが可能です。

者向け / 障害福祉サービス等事業者 / 変更區	
≪1つ前に戻る	回答をやり直す
変更内容につい	ての質問
何について変更したかに関連して、以下のうち該当 ください。	するものをすべて選択し、「次へ」を押して
✓ 事業所の名称、所在、電話、FAXに変更があ 廃止した	っ <mark>た</mark> 出張所や共同生活住居等を追加・
□ 建物の構造や設備に変更があった	
<ul> <li>□ 従業者に変更かあった</li> <li>✓ 運営規程(定員や対象者や従業者の員数)に</li> </ul>	変更があった
<ul> <li>□ その他の変更(協力医療機関など)があった</li> <li>□ (地域生活支援事業) その他の変更があった</li> </ul>	
ト記を選択し	7次~

#### ⑦ガイド結果が出ましたら「手続き書式をダウンロード」をクリックします。

変更届 ガイド結果





次のアクション:

▲ 手続き書式をダウンロード >>

りもう一度はじめから回答する

# 「すべての書式をまとめてダウンロード」をクリックします。 ダウンロードした書式に必要事項を記入して、届を作成してください。

●一覧へ戻る

手続き書式をダウンロード

3件の書式がダウンロードできます

すべての書式をまとめてダウンロード

児変更届出書(様式第2号)	
ダウンロードファイル	対象手続き
PDF形式	事業所(施設)の名称の変更(児童発達支援 従たる事
-	業所あり)
Excel#Sit	事業所(施設)の名称の変更(放課後等テイサービス
	従たる事業所なし)
	運営規程(その他の変更)の変更(児童発達支援従た
	る事業所あり)

## ⑨ガイド結果が出ましたら「このページを印刷する」 ボタンをクリックして、表示されたペ ージをプリントアウトして変更手続き書類と一緒に提出してください。

日市 / 事業者向け / 障害損祉サービス等事業者 / 変更届		
ガイド結果(最終ページ)の右上の「印刷する」ボタンを押し、表	示されたページをプリントアウトして変	更手続きの書類と一緒に提出してください。
更届 ガイド結果		(このページを印刷す
神戸市行政事務センター で行う手続	æ	
・神戸市行政事務センターで行う手続 この場所に持っていくもの:	ē	
神戸市行政事務センターで行う手続 この場所に持っていくもの: 変更届出書(様式第2号) □ 付表11 □ 運営規程	ð	
神戸市行政事務センターで行う手続この場所に持っていくもの: 変更届出書(様式第2号) 日付表11 日運営規程 手続き(★の手続きを最初にやりましょう)	き 手続きの場所	必要な持ち物
神戸市行政事務センターで行う手続この場所に持っていくもの: 変更届出書(様式第2号) 日付表11 日運営規程 手続き(*の手続きを最初にやりましょう) 上記以外の変更(就労継続支援B型従たる事業所なし)	き 手続きの場所 神戸市行政事務センター	<ul> <li>必要な持ち物</li> <li>・ 変更届出書(様式第2号)</li> </ul>

あなたの回答